

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年9月1日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100222号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100084号

## 第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がないが、昭和60年3月31日が退職日であり、厚生年金保険の資格喪失年月日は、同年4月1日になると思うので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社B支店における離職年月日は、昭和60年3月31日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、C社の事業主は、請求者に係る人事記録、賃金台帳等の資料を保管していないものの、A社から引き継いだデータにより、請求者の勤務期間は昭和55年4月1日から昭和60年3月30日までである旨回答している。

また、請求者から提出されたD厚生年金基金における加入員証の加入員資格喪失年月日及び当該厚生年金基金から移行したE企業年金基金から提出された加入員番号簿における請求者の脱退年月日は、いずれも昭和60年3月31日と記載されており、オンライン記録により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

さらに、C社の事業主は、請求者の請求期間に係る届出及び保険料控除について不明である旨回答しているところ、請求者は請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等を保有しておらず、同僚に対する照会を希望していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100291号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100085号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月16日から同年12月25日まで

A社への入社は辞退しており、ボランティアとして数日間出社していたものの、勤務はしておらず、請求期間が同社における厚生年金保険被保険者期間とされているのは納得できないので、請求期間の厚生年金保険被保険者記録を取り消してほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成30年11月29日付け及び令和3年4月7日付けの通知を受け取った。

今回、新たに資料を提出するので、A社に係る請求期間の厚生年金保険被保険者記録を取り消してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) A社から提出されたタイムカード及び給与の明細並びに請求者の陳述により、請求者が、請求期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く6日間、同社に出勤していること及び請求者に対して報酬が支払われていることが確認できること、ii) 請求者について、請求期間に係る雇用保険の加入記録及びB健康保険組合の被保険者記録が確認できること、iii) 同社から提出された請求者に係る平成25年12月24日付けの退職願には、同日に退職を希望する旨の記載が確認でき、オンライン記録における請求者の厚生年金保険被保険者記録と一致していること、iv) 同社の事業主は、請求者を正社員として雇用した旨陳述しており、請求者の同社における雇用形態は、厚生年金保険の適用除外には該当していなかったことがうかがえること、v) 請求者はボランティアとして同社に出社すると意思表示をしていた旨主張しているが、同社からは、請求者が請求期間においてボランティアであったことをうかがわせる回答はないことから、既に平成30年11月29日付け及び令和3年4月7日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、書面を提出し、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録の取消しを

求めて3回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、上述のとおり、退職願のほかにも、請求者がA社に勤務し、同社に係る厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情があることから、請求者が提出した資料及び説明では当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100364号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100086号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年3月24日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録にしてほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された社員情報リスト、雇用契約書及び請求期間に係る賃金台帳並びに請求者から提出された支給明細書により、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳及び支給明細書により、請求者は、請求期間に係る給与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。